

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

発令：平成14年3月25日号外文部科学省告示第53号

最終改正：令和4年7月14日文部科学省告示第102号

改正内容：令和4年7月14日文部科学省告示第102号[令和4年7月14日]

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間

〔平成十四年三月二十五日号外文部科学省告示第五十三号〕

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定める。

昭和五十六年十一月二十四日科学技術庁告示第二十三号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める告示）及び昭和六十年三月五日文部省告示第二十八号（補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間）は、廃止する。

（処分を制限する財産）

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「補助金等適正化法施行令」という。）第十三条第四号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。
- 二 補助金等適正化法施行令第十三条第五号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産（補助金等適正化法施行令第十三条第一号から第四号までに掲げる財産に該当するものを除く。）で取得又は効用の増加価格が一個又は一組五十万円以上のものとする。

（処分制限期間）

- 三 補助金等適正化法施行令第十四条第一項第二号に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産について、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間 (年)
	種類	構造又は用途等	細目	

放送大学学園補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇
放送大学学園施設整備費補助金			住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金			飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
学校情報通信技術環境整備事業費補助金			飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三四
独立行政法人国立科学博物館施設整備費補助金			その他のもの	四一
独立行政法人国立女性教育会館施設整備費補助金			旅館用又はホテル用のもの	
へき地児童生徒援助費等補助金			延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三一
公立学校情報機器整備費補助金			その他のもの	三九
学校教育設備整備費等補助金			店舗用のもの	三九
教育支援体制整備事業費補助金			病院用のもの	三九
特別支援教育就学奨励費補助金			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八
公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金			公衆浴場用のもの	三一
健康教育振興事業費補助金			工場（作業場を含む。）用	
幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金				

学校保健特別対策事業費補助金		又は倉庫用のもの	
教育支援体制整備事業費交付金		塩素、塩酸、硫酸、硝酸 その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二四
認定こども園施設整備交付金			
独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費補助金		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一
独立行政法人教職員支援機構施設整備費補助金		その他のもの	
沖縄特別振興対策事業費補助金		倉庫事業の倉庫用のもの	
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費補助金		冷蔵倉庫用のもの	二一
政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金		その他のもの	三一
国際化拠点整備事業費補助金		その他のもの	三八
研究拠点形成費等補助金	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一
大学改革推進等補助金		店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八
人材育成連携拠点形成費等補助金		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三八
独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金		旅館用、ホテル用又は病院	三六
独立行政法人国立高等専門学校機構			

情報機器整備費補助金	用のもの	
高等教育負担軽減実施体制整備費補助金（私立大学・高等専門学校に係る事務処理体制の整備事業に限る。）	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四
国立大学改革強化推進補助金	公衆浴場用のもの	三〇
国立大学法人機能強化促進補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
国立大学法人先端研究推進費補助金	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二二
国立大学法人設備整備費補助金	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八
国立大学法人情報機器整備費補助金	その他のもの	
国立大学改革・研究基盤強化推進補助金	倉庫事業の倉庫用のもの	
独立行政法人国立高等専門学校機構船舶建造費補助金	冷蔵倉庫用のもの	二〇
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金	その他のもの	三〇
独立行政法人国立高等専門学校機構情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	その他のもの	三四
日本私立学校振興・共済事業団補助金	金属造のもの（骨格材）	三八
	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	

私立大学等研究設備整備費等補助金	の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四
私立大学等経常費補助金		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三一
教育研修活動費補助金		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
私立学校施設整備費補助金		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九
私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金		公衆浴場用のもの	二七
私立大学教育研究活性化設備整備費補助金			
私立学校建物其他			
災害復旧費補助金			
私立学校情報機器整備費補助金			
私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金			
持続可能開発目標達成支援事業費補助金			
理科教育設備整備費等補助金			
先導的創造科学技術開発費補助金			
戦略的国際研究交流推進事業費補助金			
政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金			
科学技術人材育成			

費補助金 地域産学官連携科 学技術振興事業費 補助金 高輝度放射光源共 通基盤技術研究開 発費補助金 次世代放射光施設 整備費補助金 先端研究設備整備 費補助金 研究支援体制整備 事業費補助金 国際研究拠点形成 促進事業費補助金 独立行政法人科学 技術振興機構設備 整備費補助金 国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構設備整備 費補助金 地域産学官連携科 学技術振興拠点施 設整備費補助金 総合特区推進費補 助金 特定先端大型研究 施設運営費等補助 金 特定先端大型研究 施設整備費補助金 研究大学強化促進 費補助金 共同利用・共同研究			
---	--	--	--

拠点形成事業費補助金			
科学研究費補助金			
研究開発施設共用等促進費補助金			
高性能汎用計算機高度利用事業費補助金			
特定先端大型研究施設利用促進交付金			
国立大学法人施設整備費補助金			
国立大学法人先端研究等施設整備費補助金			
国立大学法人船舶建造費補助金			
先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金			
医療研究開発推進事業費補助金			
次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金			
人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金			
核セキュリティ強化等推進事業費補助金			
国際熱核融合実験炉研究開発費補助金			

地球観測システム 研究開発費補助金 環境技術等研究開 発推進事業費補助 金 先進的核融合研究 開発費補助金 国際宇宙ステーシ ョン開発費補助金 基幹ロケット高度 化推進費補助金 国立研究開発法人 宇宙航空研究開発 機構設備整備費補 助金 原子力人材育成等 推進事業費補助金 核変換技術研究開 発費補助金 廃炉研究等推進事 業費補助金 国立研究開発法人 理化学研究所設備 整備費補助金 国立研究開発法人 物質・材料研究機構 設備整備費補助金 国立研究開発法人 防災科学技術研究 所設備整備費補助 金 国立研究開発法人 海洋研究開発機構 設備整備費補助金 国立研究開発法人			
--	--	--	--



日本原子力研究開発機構設備整備費補助金 核燃料物質輸送事業費補助金 次世代医療研究開発拠点形成事業費補助金 次世代医療研究開発拠点形成施設整備費補助金 海洋生態系研究開発拠点機能形成事業費補助金 国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費補助金 国立研究開発法人海洋研究開発機構施設整備費補助金 国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費補助金 国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費補助金 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助金 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発施設整備費補助金			
--	--	--	--

国立研究開発法人  
日本原子力研究開  
発機構施設整備費  
補助金

国立研究開発法人  
宇宙航空研究開発  
機構施設整備費補  
助金

国立研究開発法人  
理化学研究所施設  
整備費補助金

国立研究開発法人  
防災科学技術研究  
所施設整備費補助  
金

地方スポーツ振興  
費補助金

政府開発援助民間  
スポーツ振興費等  
補助金

民間スポーツ振興  
費等補助金

公立諸学校建物其  
他災害復旧費補助  
金

公立社会教育施設  
災害復旧費補助金

公立学校情報通信  
ネットワーク環境  
施設整備費補助金

公立諸学校建物其  
他災害復旧費負担  
金

公立学校施設整備  
費負担金

学校施設環境改善 交付金 安全・安心な学校づ くり交付金 ブロック塀・冷房設 備対応臨時特例交 付金 沖縄振興公共投資 交付金 沖縄北部連携促進 特別振興事業費補 助金 地域活性化・効果実 感臨時交付金 地域経済活性化・雇 用創出臨時交付金 地域自主戦略交付 金 沖縄振興自主戦略 交付金 沖縄国立大学法人 健康医療拠点施設 整備費補助金 独立行政法人日本 スポーツ振興セン ター研究施設整備 費補助金 独立行政法人日本 スポーツ振興セン ター施設整備費補 助金 政府開発援助ユネ スコ活動費補助金 ユネスコ活動費補 助金			
---	--	--	--

政府開発援助独立 行政法人日本学生 支援機構施設整備 費補助金 独立行政法人日本 スポーツ振興セン ター研究設備整備 費補助金 文化芸術振興費補 助金 独立行政法人日本 芸術文化振興会施 設整備費補助金 国宝重要文化財等 保存・活用事業費補 助金 アイヌ文化振興等 事業費補助金 国宝重要文化財等 防災施設整備費補 助金 史跡等購入費補助 金 文化財多言語解説 整備事業費補助金 文化資源活用事業 費補助金 東日本大震災復興 交付金 電源立地等推進対 策補助金 電源立地地域対策 交付金 電源立地等推進対 策交付金			
---	--	--	--

原子力発電関連技術開発費等補助金 福島原子力災害避難区域教育復興設備整備費補助金 被災地通学用バス等購入費補助金 素材技術研究開発拠点形成事業費補助金 防災対策推進独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金 防災対策推進私立学校施設整備費補助金 防災対策推進国立大学法人施設整備費補助金 防災対策等推進独立行政法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発施設整備費補助金 防災対策推進公立学校施設整備費負担金 防災対策推進学校施設環境改善交付金 福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金 福島再生加速化交			
---	--	--	--



ミリメートル以下のものに限る。)	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二五
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二四
	公衆浴場用のもの	一九
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九
その他のもの	二四	
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二
	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育	一九

ル以下のものに に限る。)	館用のもの	
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七
	公衆浴場用のもの	一五
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四
その他のもの	一七	
木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二四
	店舗用、住宅用、寄宿舍用、	二二



	<p>宿泊所用、学校用又は体育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>公衆浴場用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二〇</p> <p>一七</p> <p>一七</p> <p>一二</p> <p>九</p> <p>一一</p> <p>一五</p>
木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	二二

	店舗用、住宅用、寄宿舍用、 宿泊所用、学校用又は体育 館用のもの	二〇
	飲食店用、貸席用、劇場用、 演奏場用、映画館用又は舞 踏場用のもの	一九
	変電所用、発電所用、送受 信所用、停車場用、車庫用、 格納庫用、荷扱所用、映画 製作ステージ用、屋内スケ ート場用、魚市場用又はと 畜場用のもの	一五
	旅館用、ホテル用又は病院 用のもの	一五
	公衆浴場用のもの	一一
	工場（作業場を含む。）用 又は倉庫用のもの	
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸 その他の著しい腐食性 を有する液体又は気体 の影響を直接全面的に 受けるもの及び冷蔵倉 庫用のもの	七
	塩、チリ硝石その他の著 しい潮解性を有する固 体を常時蔵置するため のもの及び著しい蒸気 の影響を直接全面的に 受けるもの	一〇
	その他のもの	一四
簡易建物	木製主要柱が十センチメ	一〇

		<p>一トル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの</p> <p>掘立造のもの及び仮設のもの</p>	七
建物 附属 設備	電気設備 (照明設備を含む。)	蓄電池電源設備 その他のもの	六 一五
	給排水又は 衛生設備及び ガス設備		一五
	冷房、暖房、 通風又はボ イラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出 力が二十二キロワット以下 のもの)	一三
		その他のもの	一五
	昇降機設備	エレベーター	一七
		エスカレーター	一五
	消火、排煙 又は災害報 知設備及び 格納式避難 設備		八
	エヤーカー テン又はド アー自動開 閉設備		一二
	アーケード 又は日よけ 設備	主として金属製のもの	一五
その他のもの		八	
店用簡易装		三	

	備		
	可動間仕切り	簡易なもの	三
		その他のもの	一五
	前掲のもの 以外のもの 及び前掲の 区分によら ないもの	主として金属製のもの	一八
		その他のもの	一〇
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品	二〇
		まくら木	
		木製のもの	八
		コンクリート製のもの	二〇
		金属製のもの	二〇
		分岐器	一五
		通信線、信号線及び電灯電力線	三〇
		信号機	三〇
		送配電線及びき電線	四〇
		電車線及び第三軌条	二〇
		帰線ボンド	五
		電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	三〇
		木柱及び木塔（腕木を含む。）	
		架空索道用のもの	一五
その他のもの	二五		
	前掲以外のもの		

	線路設備	
	軌道設備	
	道床	六〇
	その他のもの	一六
	土工設備	五七
	橋りよう	
	鉄筋コンクリート造のもの	五〇
	鉄骨造のもの	四〇
	その他のもの	一五
	トンネル	
	鉄筋コンクリート造のもの	六〇
	れんが造のもの	三五
	その他のもの	三〇
	その他のもの	二一
	停車場設備	三二
	電路設備	
	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	四五
	踏切保安又は自動列車停止設備	一二
	その他のもの	一九
	その他のもの	四〇
その他の鉄道用又は軌道	軌条及びその附属品並びにまくら木	一五

道用のもの	道床	六〇
	土工設備	五〇
	橋りょう	
	鉄筋コンクリート造のもの	五〇
	鉄骨造のもの	四〇
	その他のもの	一五
	トンネル	
	鉄筋コンクリート造のもの	六〇
	れんが造のもの	三五
	その他のもの	三〇
発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	三〇
	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	五七
	汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	四一
	送電用のもの	
	地中電線路	二五
	塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線	三六

	配電用のもの	
	鉄塔及び鉄柱	五〇
	鉄筋コンクリート柱	四二
	木柱	一五
	配電線	三〇
	引込線	二〇
	添架電話線	三〇
	地中電線路	二五
電気通信事業用のもの	通信ケーブル	
	光ファイバー製のもの	一〇
	その他のもの	一三
	地中電線路	二七
	その他線路設備	二一
放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱	
	円筒空中線式のもの	三〇
	その他のもの	四〇
	鉄筋コンクリート柱	四二
	木塔及び木柱	一〇
	アンテナ	一〇
	接地線及び放送用配線	一〇
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
	果樹棚又はホップ棚	一四
	その他のもの	一七
	主として金属造のもの	一四

	主として木造のもの	五
	土管を主としたもの	一〇
	その他のもの	八
広告用のもの	金属造のもの	二〇
	その他のもの	一〇
競技場用、 運動場用、 遊園地用又は 学校用のもの	スタンド  主として鉄骨鉄筋コン クリート造又は鉄筋コ ンクリート造のもの  主として鉄骨造のもの  主として木造のもの  競輪場用競走路  コンクリート敷のもの  その他のもの  ネット設備  野球場、陸上競技場、ゴル フコースその他のスポー ツ場の排水その他の土工 施設  水泳プール  その他のもの  児童用のもの  すべり台、ぶらんこ、 ジャングルジムその 他の遊戯用のもの  その他のもの  その他のもの	四五  三〇 一〇  一五 一〇 一五 三〇  三〇  一〇  一五



	主として木造のもの	一五
	その他のもの	三〇
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	七
	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	二〇
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	一五
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	一〇
	ビチューマルス敷のもの	三
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	水道用ダム	八〇
	トンネル	七五
	橋	六〇
	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム	五〇
	乾ドック	四五
	サイロ	三五
	下水道、煙突及び焼却炉	三五
	高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい	三〇
	爆発物用防壁及び防油堤	二五
	造船台	二四
	放射性同位元素の放射線	一五

	を直接受けるもの その他のもの	六〇
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	やぐら及び用水池 サイロ 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの	四〇 三四 三〇 一五 一三 一〇 五 四〇
れんが造のもの（前掲のものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの	五〇 七 二五 四〇
石造のもの（前掲のものを除く。）	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池 乾ドック	五〇 四五

	下水道、へい及び爆発物用防壁	三五
	その他のもの	五〇
土造のもの (前掲のもの を除く。)	防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及び自動車道	四〇
	上水道及び用水池	三〇
	下水道	一五
	へい	二〇
	爆発物用防壁及び防油堤	一七
	その他のもの	四〇
金属造のもの (前掲のもの を除く。)	橋(はね上げ橋を除く。)	四五
	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	二五
	サイロ	二二
	送配管	
	鋳鉄製のもの	三〇
	鋼鉄製のもの	一五
	ガス貯そう	
	液化ガス用のもの	一〇
	その他のもの	二〇
	薬品貯そう	
	塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	八
	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外	一〇

	の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、 アルコール用その他の もの 水そう及び油そう 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 浮きドック 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打 込み井戸、へい、街路灯及 びガードレール 露天式立体駐車設備 その他のもの	一五  二五 一五 二〇 一五 一〇  一五 四五
合成樹脂造 のもの（前 掲のものを 除く。）		一〇
木造のもの （前掲のも のを除く。）	橋、塔、やぐら及びドック 岸壁、さん橋、防壁、堤防、 防波堤、トンネル、水そう、 引湯管及びへい 飼育場 その他のもの	一五 一〇  七 一五
前掲のもの 以外のもの 及び前掲の 区分によら ないもの	主として木造のもの その他のもの	一五 五〇

船舶	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船			
		漁船	総トン数が五百トン以上のもの	一二
			総トン数が五百トン未満のもの	九
		油そう船	総トン数が二千トン以上のもの	一三
			総トン数が二千トン未満のもの	一一
		薬品そう船		一〇
		その他のもの	総トン数が二千トン以上のもの	一五
			総トン数が二千トン未満のもの	
			しゅんせつ船及び砂利採取船	一〇
			カーフェリー	一一
			その他のもの	一四
			船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	

	漁船		六
	薬品そう 船		八
	その他の もの		一〇
	船舶法第四 条から第十 九条までの 適用を受け る軽合金船 (他の項に 掲げるもの を除く。)		九
	船舶法第四 条から第十 九条までの 適用を受け る強化プラ スチック船		七
	船舶法第四 条から第十 九条までの 適用を受け る水中翼船 及びホバー クラフト その他のも の		八
	鋼船	しゅんせつ船及び砂利採 取船	七
		発電船及びとう載漁船	八

		ひき船	一〇
		その他のもの	一二
	木船	とう載漁船	四
		しゆんせつ船及び砂利採取船	五
		動力漁船及びひき船	六
		薬品そう船	七
		その他のもの	八
	その他のもの	モータボート及びとう載漁船	四
		その他のもの	五
航空機	飛行機	主として金属製のもの	
		最大離陸重量が百三十三トンを超えるもの	一〇
		最大離陸重量が百三十三トン以下のもので、五・七トンを超えるもの	八
		最大離陸重量が五・七トン以下のもの	五
		その他のもの	五
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	五
		その他のもの	五
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	電気又は蒸気機関車	一八
		電車	一三
		内燃動車（制御車及び付随車を含む。）	一一
		貨車	

	高圧ボンベ車及び高圧 タンク車	一〇
	薬品タンク車及び冷凍 車	一二
	その他のタンク車及び 特殊構造車	一五
	その他のもの	二〇
	線路建設保守用工作車	一〇
	鋼索鉄道用車両	一五
	架空索道用搬器	
	閉鎖式のもの	一〇
	その他のもの	五
	無軌条電車	八
	その他のもの	二〇
特殊自動車 (この項に は、他の項 に掲げる減 価償却資産 に含まれる ブルドーザ ー、パワー ショベルそ の他の自走 式作業用機 械並びにト ラクター及 び農林業用 運搬機具を 含まない。)	消防車、救急車、レントゲ ン車、散水車、放送宣伝車、 移動無線車及びチップ製 造車	五
	モータースイーパー及び 除雪車	四
	タンク車、じんかい車、し 尿車、寝台車、霊きゅう車、 トラックミキサー、レッカ ーその他特殊車体を架装 したもの	
	小型車(じんかい車及び し尿車にあっては積載 量が二トン以下、その他 のものにあっては総排	三



	<p>気量が二リットル以下のものをいう。)</p> <p>その他のもの</p>	四
<p>運送事業 用、貸自動車 業用又は 自動車教習 所用の車両 及び運搬具 (前掲のものを除く。)</p>	<p>自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。)</p> <p>小型車(貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。)</p> <p>その他のもの</p> <p>大型乗用車(総排気量が三リットル以上のものをいう。)</p> <p>その他のもの</p> <p>乗合自動車</p> <p>自転車及びリヤカー</p> <p>被けん引車その他のもの</p>	<p>三</p> <p>五</p> <p>四</p> <p>五</p> <p>二</p> <p>四</p>
<p>前掲のもの 以外のもの</p>	<p>自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)</p> <p>小型車(総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。)</p> <p>その他のもの</p> <p>貨物自動車</p> <p>ダンプ式のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>四</p> <p>四</p> <p>五</p>

		報道通信用のもの	五
		その他のもの	六
		二輪又は三輪自動車	三
		自転車	二
		鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
		金属製のもの	七
		その他のもの	四
		フォークリフト	四
		トロッコ	
		金属製のもの	五
		その他のもの	三
		その他のもの	
		自走能力を有するもの	七
		その他のもの	四
工具	測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む。)		五
	治具及び取付工具		三
	ロール	金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	四 三
	型(型枠を	プレスその他の金属加工	二

	含む。) 、 鍛圧工具及 び打抜工具	用金型、合成樹脂、ゴム又 はガラス成型用金型及び 鑄造用型  その他のもの	三
	切削工具		二
	金属製柱及 びカップ		三
	活字及び活 字に常用さ れる金属	購入活字（活字の形状のま ま反復使用するものに限 る。）	二
		自製活字及び活字に常用 される金属	八
	前掲のもの 以外のもの	白金ノズル  その他のもの	一三  三
	前掲の区分 によらない もの	白金ノズル  その他の主として金属製 のもの  その他のもの	一三  八  四
器具 及び 備品	家具、電気 機器、ガス 機器及び家 庭用品（他 の項に掲げ るものを除 く。）	事務机、事務いす及びキャ ビネット  主として金属製のもの  その他のもの  応接セット  接客業用のもの  その他のもの  ベッド  児童用机及びいす  陳列だな及び陳列ケース	一五  八  五  八  八  五

	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	六
	その他のもの	八
	その他の家具	
	接客業用のもの	五
	その他のもの	
	主として金属製のもの	一五
	その他のもの	八
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	五
	冷房用又は暖房用機器	六
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	四
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
	じゅうたんその他の床用敷物	
	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	三
	その他のもの	六
	室内装飾品	

	主として金属製のもの	一五
	その他のもの	八
	食事又はちゆう房用品	
	陶磁器製又はガラス製のもの	二
	その他のもの	五
	その他のもの	
	主として金属製のもの	一五
	その他のもの	八
事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター	
	孔版印刷又は印書業用のもの	三
	その他のもの	五
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
	その他のもの	五
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	五
	その他の事務機器	五
	テレタイプライター及びファクシミリ	五
	インターホーン及び放送用設備	六

	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	六
	その他のもの	一〇
時計、試験機器及び測定機器	時計	一〇
	度量衡器	五
	試験又は測定機器	五
光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	二
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	五
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	八
看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	三
	マネキン人形及び模型	二
	その他のもの	
	主として金属製のもの	一〇
	その他のもの	五
容器及び金庫	ボンベ	
	溶接製のもの	六
	鍛造製のもの	
	塩素用のもの	八
	その他のもの	一〇
	ドラムかん、コンテナーその他の容器	

	大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）	七
	その他のもの	
	金属製のもの	三
	その他のもの	二
	金庫	
	手さげ金庫	五
	その他のもの	二〇
理容又は美容機器		五
医療機器	消毒殺菌用機器	四
	手術機器	五
	血液透析又は血しょう交換用機器	七
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六
	調剤機器	六
	歯科診療用ユニット	七
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	六
	その他のもの	八
	その他のもの	
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動	四

	血液分析器	
	その他のもの	六
	その他のもの	
	陶磁器製又はガラス製のもの	三
	主として金属製のもの	一〇
	その他のもの	五
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	八
	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	二
	ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具	五
	スポーツ具	三
	劇場用観客いす	三
	どんちょう及び幕	五
	衣しょう、かつら、小道具及び大道具	二
	その他のもの	
	主として金属製のもの	一〇
	その他のもの	五
生物	植物	
	貸付業用のもの	二
	その他のもの	一五
	動物	
	魚類	二



	鳥類	四
	その他のもの	八
前掲のもの 以外のもの	映画フィルム（スライドを 含む。）、磁気テープ及び レコード	二
	シート及びロープ	二
	きのご栽培用ほだ木	三
	漁具	三
	葬儀用具	三
	楽器	五
	自動販売機（手動のものを 含む。）	五
	無人駐車管理装置	五
	焼却炉	五
	その他のもの	
	主として金属製のもの	一〇
	その他のもの	五
前掲する資 産のうち、 当該資産に ついて定め られている 前掲の耐用 年数による もの以外の もの及び前 掲の区分に よらないも の	主として金属製のもの	一五
	その他のもの	八

機械 及び 装置	食料品製造 業用設備		一〇	
	飲料、たば こ又は飼料 製造業用設 備		一〇	
	繊維工業用 設備	炭素繊維製造設備		
		黒鉛化炉		三
		その他の設備		七
		その他の設備		七
	木材又は木 製品（家具 を除く。） 製造業用設 備		八	
	家具又は装 備品製造業 用設備		一一	
パルプ、紙 又は紙加工 品製造業用 設備		一二		
印刷業又は 印刷関連業 用設備	デジタル印刷システム設 備		四	
	製本業用設備		七	
	新聞業用設備			
	モノタイプ、写真又は通 信設備		三	
	その他の設備		一〇	

	その他の設備	一〇
化学工業用 設備	臭素、よう素又は塩素、臭 素若しくはよう素化合物 製造設備	五
	塩化りん製造設備	四
	活性炭製造設備	五
	ゼラチン又はにかわ製造 設備	五
	半導体用フォトレジスト 製造設備	五
	フラットパネル用カラー フィルター、偏光板又は偏 光板用フィルム製造設備	五
	その他の設備	八
石油製品又 は石炭製品 製造業用設 備		七
プラスチッ ク製品製造 業用設備 (他の項に 掲げるもの を除く。)		八
ゴム製品製 造業用設備		九
なめし革、 なめし革製 品又は毛皮 製造業用設 備		九

窯業又は土石製品製造業用設備		九
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	五
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	九
	その他の設備	一四
非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	一一
	その他の設備	七
金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	六
	その他の設備	一〇
はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（電子部		一二

品、デバイス又は電子回路製造業用設備及び情報通信機械器具製造業用設備を除く。以下同じ。)		
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（はん用機械器具製造業用設備、電気機械器具製造	金属加工機械製造設備 その他の設備	九 一二

	業用設備及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。)及び電気機械器具製造業用設備を除く。)	
	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(はん用機械器具製造業用設備、電気機械器具製造業用設備及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。)	七
	電子部品、	光ディスク(追記型又は書 六

デバイス又は電子回路製造業用設備	換え型のものに限る。)製造設備	
	プリント配線基板製造設備	六
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	五
	その他の設備	八
電気機械器具製造業用設備		七
情報通信機械器具製造業用設備		八
輸送用機械器具製造業用設備		九
その他の製造業用設備		九
農業用設備		七
林業用設備		五
漁業用設備 (水産養殖業用設備を除く。)		五
水産養殖業用設備		五
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備	三

備	掘さく設備	六
	その他の設備	一二
	その他の設備	六
総合工事業 用設備		六
電気業用設 備	電気業用水力発電設備	二二
	その他の水力発電設備	二〇
	汽力発電設備	一五
	内燃力又はガスタービン 発電設備	一五
	送電又は電気業用変電若 しくは配電設備	
	需要者用計器	一五
	柱上変圧器	一八
	その他の設備	二二
	鉄道又は軌道業用変電設 備	一五
	その他の設備	
	主として金属製のもの	一七
その他のもの	八	
ガス業用設 備	製造用設備	一〇
	供給用設備	
	鋳鉄製導管	二二
	鋳鉄製導管以外の導管	一三
	需要者用計量器	一三
	その他の設備	一五



	その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七 八
熱供給業用設備		一七
水道業用設備		一八
通信業用設備		九
放送業用設備		六
映像、音声 又は文字情報制作業用設備		八
鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	五 一二
道路貨物運送業用設備		一二
倉庫業用設備		一二
運輸に附帯するサービス業用設備		一〇
飲食料品卸売業用設備		一〇
建築材料、 鉱物又は金属材料等卸	石油又は液化石油ガス卸 売用設備(貯そうを除く。) その他の設備	一三 八

	売業用設備	
	飲食料品小売業用設備	九
	その他の小売業用設備	八
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	
	その他の設備	
	主として金属製のもの	一七
	その他のもの	八
	技術サービス業用設備 (他の項に掲げるものを除く。)	八
	計量証明業用設備	八
	その他の設備	一四
	宿泊業用設備	一〇
	飲食店業用設備	八
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
	その他の生活関連サービス業用設備	六
	娯楽業用設備	一一
	映画館又は劇場用設備	一一
	遊園地用設備	七
	ボウリング場用設備	一三
	その他の設備	

		主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備		五
	その他の設備	主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
自動車整備業用設備			一五
その他のサービス業用設備			一二
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備		一〇
	その他の設備	主として金属製のもの	一七
		その他のもの	八
無形減価償却資産	漁業権		一〇
	ダム使用权		五五
	水利権		二〇
	特許権		八
	実用新案権		五
	意匠権		七
	商標権		一〇
	ソフトウェア	複製して販売するための原本	
	その他のもの		五

	育成者権	種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第二項に規定する品種 その他	一〇 八
	営業権		五
	専用側線利用権		三〇
	鉄道軌道連絡通行施設利用権		三〇
	電気ガス供給施設利用権		一五
	熱供給施設利用権		一五
	水道施設利用権		一五
	工業用水道施設利用権		一五
	電気通信施設利用権		二〇
生物	牛	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛 乳用牛	六 四

	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。）	四
	その他用	六
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	六
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	六
	競走用	四
	その他用	八
豚		三
綿羊及びやぎ	種付用	四
	その他用	六
かんきつ樹	温州みかん	二八
	その他	三〇
りんご樹	わい化りんご	二〇
	その他	二九
ぶどう樹	温室ぶどう	一二
	その他	一五
なし樹		二六
桃樹		一五
桜桃樹		二一
びわ樹		三〇

	くり樹		二五
	梅樹		二五
	かき樹		三六
	あんず樹		二五
	すもも樹		一六
	いちじく樹		一一
	キウイフル ーツ樹		二二
	ブルーベリ ー樹		二五
	パイナップ ル		三
	茶樹		三四
	オリーブ樹		二五
	つばき樹		二五
	桑樹	立て通し	一八
		根刈り、中刈り、高刈り	九
	こりやなぎ		一〇
	みつまた		五
	こうぞ		九
	もう宗竹		二〇
	アスパラガ ス		一一
	ラミー		八
	まおらん		一〇
	ホップ		九

公害 防止 用減 価償 却資 産	構築物		一八
	機械及び装 置		五
開発 研究 用減 価償 却資 産	建物及び建 物附属設備	建物の全部又は一部を低 温室、恒温室、無響室、電 磁しゃへい室、放射性同位 元素取扱室その他の特殊 室にするために特に施設 した内部造作又は建物附 属設備	五
	構築物	風どう、試験水そう及び防 壁	五
		ガス又は工業薬品貯そう、 アンテナ、鉄塔及び特殊用 途に使用するもの	七
	工具		四
	器具及び備 品	試験又は測定機器、計算機 器、撮影機及び顕微鏡	四
	機械及び装 置	汎用ポンプ、汎用モータ ー、汎用金属工作機械、汎 用金属加工機械その他こ れらに類するもの	七
		その他のもの	四
ソフトウエ ア		三	

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成一五年三月三十一日 文部科学省告示第三八号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成十四年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成一六年三月三十一日 文部科学省告示第五四号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成十五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成十四年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則〔平成一六年十一月一日 文部科学省告示第一六〇号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則〔平成一七年三月一〇日 文部科学省告示第三五号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一八年三月三〇日 文部科学省告示第三九号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成十七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成十六年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則〔平成一九年三月三〇日 文部科学省告示第四四号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成十八年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成十七年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「原子力発電安全対策等補助金」、「電源立地促進対策交付金」、「電源立地特別交付金」及び「原子力発電安全対策等交付金」については、それぞれ、昭和五十年から平成十二年度、昭和四十九年度から平成十二年度、昭和五十六年度から平成十二年度及び昭和四十九年度から平成十二年度までの予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。

附 則〔平成二〇年三月三十一日 文部科学省告示第四五号〕

この告示は、平成十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成十八年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則〔平成二一年七月一六日 文部科学省告示第一一〇号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成十九年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「国際研究拠点形成促進事業費補助金」については、平成十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。

附 則〔平成二二年三月二九日 文部科学省告示第五二号〕



この告示は、公布の日から施行し、平成二十一年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「理科教育設備整備費等補助金」については、平成二十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。

附 則〔平成二二年四月二八日文部科学省告示第八一号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二三年三月二九日文部科学省告示第六〇号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二三年四月二八日文部科学省告示第七九号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二三年六月一六日文部科学省告示第九四号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二三年一二月一九日文部科学省告示第一六四号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二四年三月三〇日文部科学省告示第六四号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二四年五月七日文部科学省告示第九三号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二五年三月二九日文部科学省告示第五七号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二五年一〇月一日文部科学省告示第一三八号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十四年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則〔平成二六年三月一三日文部科学省告示第二九号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年年度予算に係る補助事業等により取得し、又

は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二六年四月一四日文科科学省告示第六三号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十五年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。ただし、「総合特区推進費補助金」については、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。

附 則〔平成二六年一月一日文科科学省告示第一六二号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二七年三月一二日文科科学省告示第四八号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二八年三月二八日文科科学省告示第五七号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」については、平成二十五年度及び平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。

附 則〔平成二八年一二月一日文科科学省告示第一七五号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十八年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成二九年六月二八日文科科学省告示第八八号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成三〇年三月二六日文科科学省告示第五三号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔平成三〇年七月三〇日文科科学省告示第一六〇号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成三十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十九年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

附 則〔平成三一年三月四日文科科学省告示第三二号〕

この告示は、公布の日から施行し、平成三十年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔令和二年一月三十一日文科科学省告示第三号〕

この告示は、公布の日から施行し、令和元年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔令和二年三月二五日文部科学省告示第三五号〕

この告示は、公布の日から施行し、令和元年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔令和二年五月一五日文部科学省告示第五八号〕

この告示は、公布の日から施行し、令和二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔令和二年七月一七日文部科学省告示第一〇二号〕

この告示は、公布の日から施行し、令和二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔令和三年二月一六日文部科学省告示第一四号〕

この告示は、公布の日から施行し、令和二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔令和三年三月九日文部科学省告示第二七号〕

この告示は、公布の日から施行し、令和二年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔令和三年四月一三日文部科学省告示第六八号〕

この告示は、公布の日から施行し、令和三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

附 則〔令和四年七月一四日文部科学省告示第一〇二号〕

この告示は、公布の日から施行し、令和四年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。